

# 特定計画のモニタリングに基づいた評価の必要性

一般財団法人 自然環境研究センター 滝口 正明

## ■野生動物の保護管理の基本

### ●保護・管理の対象は野生動物

- ・非定常性、不確実性をもつ

→計画を実行しつつ、モニタリングを並行して実施して、計画や実行内容を絶えず点検、修正し、よりの確な内容に近づけていくというフィードバックシステム（＝フィードバック管理）が必要

## ■特定鳥獣保護管理計画制度

### ●目的

- ・人と野生動物の軋轢（＝農林業、生態系、生活環境被害）の軽減
- ・地域個体群の安定的な維持

### ●専門家や関係者の合意形成を図り、科学的・計画的な保護・管理のための目標を設定

### ●実行する対策

- ・個体群管理：対象とする種によって目標設定や管理手法は異なる
  - ・被害防除対策
  - ・生息環境管理
- } 各種で共通な内容が多い

→現況を把握した上で、地域の状況に応じて3つを適切に組み合わせて実施する

### ●モニタリングの必要性

- ・計画に基づき実施した施策をモニタリングにより評価・検証し、必要に応じて計画や対策の見直し、再検討する

→フィードバック管理（PDCA サイクル）が必要

→効果検証がないまま、成果のない（不明な）施策を継続しても、目標は達成されない

## ■モニタリング（＝現況把握）で把握すべき内容

- ・管理目標や対象種に応じて内容を選択
- ・個体群動態：分布状況や生息数・生息密度等
- ・個体群管理：捕獲に関する情報
- ・被害防除：被害状況、被害防除対策の実施状況

## ■スケールに応じたモニタリング

- ・地域個体群スケール、都道府県スケール、市町村スケールといったスケールに応じて各実施主体（国・都道府県・市町村）が役割を分担して、モニタリングを実施する
- ・相互の情報共有・連携も必要